

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月26日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 堀田 治

支出負担行為担当官

東海農政局長 小林 勝利

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42、75、78
- (2) 事業名 名古屋第4地方合同庁舎整備等事業
- (3) 事業場所 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目6-2
- (4) 事業内容 本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別

目的会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）
に定められる株式会社。以下「事業者」とい
う。）を設立し、当該事業者が、落札者の提
案に基づき、いわゆる B T O (Build,
Transfer and Operate)方式により、事業敷
地内の既存建物及び地下存置物等（以下「既
存建物等」という。）の解体撤去を含む、名
古屋第 4 地方合同庁舎（外構を含む。以下
「本施設」という。）の①施設整備、②維持
管理及び運営に関する業務を行うものであ
る。

- (5) 事業期間 事業契約締結日から令和 18 年
3 月 31 日まで。

2 競争参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、1（4）①及び②に掲げる業務
を実施することを予定する、複数の企業によ
り構成されるグループであること。
- ② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、
基本協定の締結後に会社法に定める株式会社

として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。

なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治及び支出負担行為担当官 東海農政局長 小林 勝利（以下、総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行っては

ならないこと。

③ 構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

④ 応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、次のアからオまでのいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同じの者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

エ 維持管理業務

オ 運営業務

⑤ 応募者を構成する企業の変更は認めない。

ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑥ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑧ 上記④における「資本若しくは人事面において関連のある者」及び上記⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(A) 子会社等（会社法第2条第3号の2

に規定する子会社等をいう。以下同

じ。)と親会社等(会社法第2条第4号
の2に規定する親会社等をいう。(B)に
おいて同じ。)の関係にある場合

(B)親会社等を同じくする子会社等同士
の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。た
だし、(A)については、会社等(会社法
施行規則(平成18年法務省令第12号)第
2条第3項第2号に規定する会社等をい
う。以下同じ。)の一方が民事再生法(平
成11年法律第225号)第2条第4号に規
定する再生手続が存続中の会社等又は更生
会社(会社更生法(平成14年法律第154
号)第2条第7項に規定する更生会社をい
う。以下同じ。)である場合を除く。

(A)一方の会社等の役員(会社法施行規
則第2条第3項第3号に規定する役員
のうち、次に掲げる者をいう。以下同
じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼

ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがあ

る場合により業務を執行しないことと
されている社員を除く。)

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であって、

a. から d. までに掲げる者に準ずる
者

(B) 一方の会社等の役員が、他方の会社
等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社
更生法第 67 条第 1 項の規定により選任
された管財人（以下単に「管財人」とい
う。）を現に兼ねている場合

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会
社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認め
られる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成
員が同一の入札に参加している場合その
他上記ア又はイと同視しうる資本関係又
は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要

件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条に定める欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 1 (4) ①及び②に掲げる業務に対応した予決令第 72 条の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。
- ④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の

時までの期間に、中部地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」

(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91

号) に基づく指名停止を受けていない者である

こと。また、「地方支分部局所掌の建設コ

ンサルタント業務等請負契約に係る指名停止

等の取扱いについて」(平成 10 年 8 月 5 日

付け建設省厚契発第 33 号) 及び「国土交通

省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の

取扱いについて」(平成 14 年 10 月 29 日付

け国官会第 1562 号) に基づく指名停止を受

けていない者であること。

- ⑥ 中部地方整備局が本事業に関する検討を委託(再委託企業を含む)した P w C アドバイザリー合同会社、株式会社日総建、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社イーアンドエム又は竹澤建築設計工房と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ⑦ 中部地方整備局内に設置した「名古屋第 4

地方合同庁舎整備等事業有識者等委員会」の
委員が属する企業又はその企業と資本若しく
は人事面において関連がある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本若しくは人
事面において関連がある者」とは、(1)⑧に
同じ。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を
支配する者又はこれに準ずるものとして、国
土交通省公共事業等からの排除要請があり、
当該状態が継続している者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち設計業務を実
施する者（以下「設計企業」という。）は、
次の①から⑦までの要件を満たすこと。

① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）
における「建築関係建設コンサルタント業
務」に係る令和3・4年度一般競争（指名競
争）参加資格の認定を受けていること。（会
社更生法に基づき更生手続開始の申立てがな
されている者又は民事再生法に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者について

は、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23

条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う

場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからエまでによること。

なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割

して新たな分野として設定してはならない。

ア 総合分野 平成 31 年国土交通省告示

第 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号にお

いて示される「設計の種類」における「総

合」に係るもの

イ 構造分野 同上「構造」に係るもの

ウ 電気設備分野 同上「設備」のうち、「電

気設備」に係るもの

エ 機械設備分野 同上「設備」のうち、「給

排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇

降機等」に係るもの

④ 次に示す業務を実施する管理技術者及び

主任担当技術者を配置できること。

また、上記③に示す分担業務分野以外の分

野を追加する場合は、管理技術者の下で当該

分野の担当技術者を統括する主任担当技術者

を配置できることとし、当該分野の主任担当

技術者は、以下の⑦の要件を満たしていなけ

ればならない。

ア 管理技術者については、設計業務の技術

上の管理及び統括に関する業務。

イ 各分担業務分野の主任担当技術者について

は、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

⑤ 管理技術者及び総合主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

⑥ 管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦ 次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成23年4月1日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務に

において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は上記④アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応により一時中止等の延長措置が執られた業務に関しては同種業務の実績と認める。

また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応

じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができる。

イ 平成 23 年 4 月 1 日以降の業務実績とは、平成 23 年 4 月 1 日以降に業務の契約履行が完了した設計業務（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては(A)の、電気設備主任担当技術者にあっては(B)の、機械設備主任担当技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。

エ 実績要件

(A) 管理技術者、総合主任担当技術者又は構造主任担当技術者

次の a から d までのすべてを満たす建築物の新築の基本設計及び実施設計業務

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は
鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積 10,000 m²以上

c 階数 地上 8階以上かつ地下 1階以上

d 用途 次の(i)又は(ii)のいずれかに、該
当する施設

(i)事務所・庁舎

(ii)複合用途施設 (1棟で(i)の用途と認めら
れる部分が 5,000 m²以上ある建物)

(B) 電気設備主任担当技術者

次の a から d までのすべてを満たす建築物
の新築の基本設計及び実施設計業務

a 規模 (A) b に同じ

b 階数 地上 8階以上

c 用途 (A) d に同じ

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

(C) 機械設備主任担当技術者

次の a から d までのすべてを満たす建築物
の新築の基本設計及び実施設計業務

a 規模 (A) b に同じ

- b 階数 地上8階以上
- c 用途 (A) dに同じ
- d 工事種目 空気調和設備及び給排水設備
- オ 管理技術者及び各分担業務分野の主任担

当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

(4) 建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を

受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和3・4年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ② 次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、アからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者あっては当該再認定の際の経営事項評価点数が、アからウまでに示す点数以上であること。）。

ア 建築工事	1,200 点以上
イ 電気設備工事	1,100 点以上
ウ 暖冷房衛生設備工事	1,100 点以上

③ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業においても担当する工事において上記①及び②に示す要件を満たしていること。

④ 次のアからウまでのいずれかの実績を有していること。なお、当該実績が地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事にあつては、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事であつて、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

ア 平成18年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の(A)から(C)までの要件を満たす工事（以下「同種工事の実績」という。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った

分担工事のものに限る。)。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A) 工事種別 建築工事

次の a から d までの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1 棟で延べ面積 10,000 m²以上

c 階数 地上 8 階以上かつ地下 1 階以上

d 用途 次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当する施設

(i) 事務所・庁舎

(ii) 複合用途施設（1 棟で (i) の用途と認められる部分が 5,000 m²以上ある建物）

(B) 工事種別 電気設備工事

次の a から d までの要件を全て満たす新

設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。

a 規模 （A） bに同じ

b 階数 地上8階以上

c 用途 （A） dに同じ

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記 a から c すべての条件を満たす工事とする。

(C) 工事種別 暖冷房衛生設備工事

次の a から d までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。

a 規模 （A） bに同じ

b 階数 地上8階以上

c 用途 (A) dに同じ

d 工事種目 空気調和設備及び給排水設備

ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記 a から c すべての条件を満たす工事とする。

イ 複数の建設企業が上記アの(A)から(C)

までの工事種別毎に分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

ウ 複数の建設企業が同一工事種別の工事を

共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、1者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、平成18年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限

の日までに元請けとして完成及び引渡し
完了した次の（A）から（C）までの要件
を満たす工事の施工実績（以下「その他の
建設企業の実績」という。）を有すること
（共同企業体の構成員としての実績は、出
資比率が20%以上の場合のものに限る（た
だし、異工種建設工事共同企業体について
は適用しない。））。

（A）工事種別 建築工事

次の a 及び b の要件を全て満たす工事
（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の
全てを含む新築又は増築（増築にあつては
増築部分とする。））工事）の施工実績を
有すること。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又
は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積3,000㎡以上

（B）工事種別 電気設備工事

次の a 及び b の要件を全て満たす新設の
電気設備工事（工事種目についてのシステ

ム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む）の施工実績を有すること。

a 規模 (A) bに同じ

b 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記 a の条件を満たす工事とする。

(C) 工事種別 暖冷房衛生設備工事

次の a 及び b の要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む）の施工実績を有すること。

a 規模 (A) bに同じ

b 工事種目 空気調和設備及び給排水設備

ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であつ

てもよいが、それぞれ上記 a の条件を満たす工事とする。

- ⑤ 次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に専任で配置できること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

なお、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）、「官公需適格組合にお

ける組合員からの在籍出向者たる監理技術者
又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関
係の取扱い等について（試行）」（平成 28
年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）、「親会
社及びその連結子会社の間の出向社員に係る
主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常
的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）
又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又
は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係
の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12
月 19 日付け国土建第 358 号）において定め
られた在籍出向の要件に適合していること。

ア 工事種別 建築工事

(A) 配置予定技術者は 1 級建築施工管理技
士又はこれと同等以上の資格を有する者で
あること。なお、「これと同等以上の資格
を有する者」とは次のとおり。

- a. 一級建築士の免許を有する者
- b. 建設業法第 15 条第 2 号ロに該当する

者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業7業種以外の22業種の場合）

c. これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年1月30日）最終改正：平成12年12月12日 建設省告示第2345号」を参照）

d. 1級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

(B) 平成18年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のaからdまでの要件を全て満たす工事（建築物の建築一

式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは（3）⑦アによる。

また、上記期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成18年4月1日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。

なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施す

るために、民間の技術力を活用する手法を言う。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積 10,000 m²以上

c 階数 地上8階以上かつ地下1階以上

d 用途 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)事務所・庁舎

(ii)複合用途施設(1棟で(i)の用途と認められる部分が5,000 m²以上ある建物)

(C) 配置予定技術者が監理技術者の場合

は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(D) 配置予定技術者は、建設企業と直接的

かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 工事種別 電気設備工事

(A) 配置予定技術者は1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

a. 技術士（建設部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者）

b. 建設業法第15条第2号ロに該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業7業種以外の22業種の場合）

c. これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年1月30日）最終改正：平成12年12月12日 建設省告示第2345

号」を参照)

d. 1級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

(B) 平成18年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のaからdまでの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得して

いた場合及び上記期間に事業促進 P P P に
従事していた場合の取扱いはア(B)によ
る。

a 規模 ア(B) bに同じ

b 階数 地上8階以上

c 用途 ア(B) dに同じ

d 工事種目 電灯設備又は火災報知設備

(C) ア(C) に同じ。

(D) ア(D) に同じ。

ウ 工事種別 暖冷房衛生設備工事

(A) 配置予定技術者は1級管工事施工管理

技士又はこれと同等以上の資格を有する者
であること。なお、「これと同等以上の資
格を有する者」とは、次のとおり。

a. 技術士（機械部門（選択科目を「流
体工学」、「熱工学」とするものに限
る。）、上下水道部門もしくは衛生工学
部門または総合技術監理部門（選択科目
を「流体工学」、「熱工学」または上下
水道部門もしくは衛生工学部門に係るも

のとする者に限る。)に合格した者)並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」または水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。)に合格した者)

b. 建設業法第15条第2号ロに該当する者のうち、発注者から建設工事(本工事同様の工事種別のみ考慮する)を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者(指定建設業7業種以外の22業種の場合)

c. これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者(建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号(平成元年1月30日)最終改正:平成12年12月12日 建設省告示第2345

号」を参照)

d. 1級管工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

(B) 平成18年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のaからdまでの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得して

いた場合及び上記期間に事業促進 P P P に
従事していた場合の取扱いはア(B)によ
る。

a 規模 ア(B) b に同じ

b 階数 地上 8 階以上

c 用途 ア(B) d に同じ

d 工事種目 空気調和設備又は給排水設
備

(C) ア(C)に同じ。

(D) ア(D) に同じ。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を
実施する者（以下「工事監理企業」という。）

は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築関係建設コンサルタント業

務」に係る令和 3・4 年度一般競争（指名競

争）参加資格の認定を受けていること。（会

社更生法に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者について

は、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 建築士法第 23 条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア 総合監理 平成 31 年国土交通省告示第

98 号別添一第 1 項第二号ロ（1）において

示される「設計の種類」における「総合」

に定める成果図書に基づき行う工事監理業

務

イ 構造監理 同上「構造」

ウ 電気設備監理 同上「設備」のうち、

「電気設備」に係るもの

エ 機械設備監理 同上「設備」のうち、

「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及

び「昇降機等」に係るもの

④ 次のア及びイに示す業務を実施する工事監

理者及び各監理主任技術者を配置できるこ

と。

ア 工事監理者については、建築基準法（昭

和 25 年法律第 201 号）第 5 条の六第 4 項

に規定する業務及び統括に関する業務

イ 各分担業務分野の監理主任技術者につい

ては、工事監理者の下で各分担業務分野に

おける担当技術者を統括する業務

⑤ 工事監理者及び総合監理主任技術者は、工

事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係に

あること。なお、恒常的な雇用関係とは第一

次審査資料の提出期限の日以前に 3 か月以上

の雇用関係があることをいう。

⑥ 工事監理者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦ 次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア 平成23年4月1日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）での実績に限る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応により一時中止等の延長措置が執られた業務に関しては同種業務の実績と認める。

また、上記の期間に休業を取得していた場合の取扱いは（3）⑦アによる。

イ 平成 23 年 4 月 1 日以降の業務実績と

は、平成 23 年 4 月 1 日以降に業務の契約
履行が完了した次のエに示す（第一次審査
資料の提出期限の日現在）の実績をいう。

（施設の完成及び引渡が完了したものであ
って新築又は増築の工事監理業務の実績に
限る。）なお、海外の実績及び協力事務所
として携わった実績についても条件を満た
していれば実績として記載できる。

ウ 携わった実績については、次のエのう

ち、工事監理者並びに総合監理主任技術者
及び構造監理主任技術者にあっては(A)
の、電気設備監理主任技術者にあっては
(B) の、機械設備監理主任技術者にあっ
ては(C) の項目に該当する実績を有して
いること。

エ 実績要件

(A) 工事監理者、総合監理主任技術者又は
構造監理主任技術者

次の a から d までのすべてを満たす工事

監理業務。なお、総合監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積 10,000 m²以上

c 階数 地上8階以上かつ地下1階以上

d 用途 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)事務所・庁舎

(ii)複合用途施設(1棟で(i)の用途と認められる部分が5,000 m²以上ある建物)

(B) 電気設備監理主任技術者

次のaからdまでのすべてを満たす工事
監理業務

a 規模 (A) bに同じ

b 階数 地上8階以上

c 用途 (A) dに同じ

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備を含むもの

(C) 機械設備監理主任技術者

次の a から d までのすべてを満たす工事
監理業務

a 規模 (A) b に同じ

b 階数 地上 8 階以上

c 用途 (A) d に同じ

d 工事種目 空気調和設備及び給排水設
備を含むもの

オ 工事監理者及び各分担業務分野の監理主

任技術者は、それぞれ 1 名とし、互いに

兼務することは認めない。また、第一次

審査資料提出時点において、工事監理者

又は各監理主任技術者を決定できないこ

とにより、複数名の候補者をもって第一

次審査資料を提出することは支障ない

が、いずれの候補者についても上記アか

らエまでの要件を満たしていなければな

らない。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を

実施する者（以下「維持管理企業」という。）

は、次の①から③までの要件を満たすこと。

① 令和1・2・3年度一般競争（指名競争）

参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

② 維持管理業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合は、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

(7) 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の

①から④までの要件を満たすこと。

① 令和1・2・3年度一般競争（指名競争）

参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を

有する者であること。

② 運營業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 運營業務を複数の運営企業が分担して行う場合は、いずれの運営企業においても上記①及び②を満たしていること。なお、運営企業は運營業務に係る主体的部分として総合的な企画及び業務遂行の管理を実施することが求められ、主体的部分以外の部分（福利厚生サービス提供業務にあっては利用者に直接サービスを提供する部分。）については第三者に委託することが可能である。

④ 警備業務を担当する運営企業は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に基づく認定を有する者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」

という。)の最も高い者を落札者として選定する。

(2) 入札参加者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

① 事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

② 事業提案のうち選定基準に定める評価項目(加算点項目)について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

(3) (1)において、落札となるべき最も高い評価

値の入札をした者が2人以上ある時は、当該者
にくじを引かせて落札者を選定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁
目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 中部地
方整備局 総務部 契約課
電話 052-953-8138

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年4月26日（月）から令和3年9月
27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等
（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法
律第91号）第1条第1項に規定する行政機関
の休日（以下「休日」という。））を除く毎
日、午前10時00分から午後4時00分まで。
入札説明書は、上記(1)で書面により交付す
る。なお、その他申請様式等については中部地
方整備局ホームページ（URL：
[https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/in
dex.htm](https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/index.htm)）にて交付する。

(3) 第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和3年4月27日（火）から
令和3年6月7日（月）までの休日を除く毎
日、午前10時00分から午後4時00分まで。
提出場所は4(1)に同じ。提出方法は郵送（書
留郵便に限る。）もしくは託送（以下「郵送
等」という。）による。

(4) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所
及び方法

提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から
令和3年9月27日（月）の休日を除く毎日、
午前10時00分から午後4時00分まで。提出
場所は4(1)に同じ。提出方法は持参又は郵送
等による。

(5) 開札の日時及び場所

令和3年11月26日（金）午前11時00分
〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁
目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 中部地
方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語
及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア 会計法（昭和 22 年法律第 165 号）第 29

条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約

保証金に代わる有価証券その他の担保の提

供

(A) 契約保証金に代わる担保となる有価

証券等の提供

(B) 債務の不履行により生ずる損害金の

支払を保証する銀行、国が确实と認める

金融機関又は保証事業会社（公共工事の

前払金保証事業に関する法律（昭和 27
年法律第 184 号）第 2 条第 4 に規定する
保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに
基づく契約保証金の納付に代わる担保の
提供

(A) 債務の不履行により生ずる損害をて
ん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は
保険金額は、本件工事費等（設計費、建
設工事費及び工事監理費の合計額）に相
当する額の 100 分の 10 以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした
入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の
した入札、その他入札に関する条件に違反した
入札は無効とする。

(4) 落札者の選定方法

上記 3 (1) に定めるところに従い、評価値の
最も高い者を落札者として選定する。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約
を当該工事の請負契約の相手方との随意契約
により締結する予定の有無 無。
- (8) 第二次審査資料のヒアリングを行う。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4
(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者
を本事業に係る業務に携わる者とする場合の
参加
上記2 (2)③、(3)①、(4)①及び②、(5)①、
(6)①又は(7)①に掲げる一般競争参加資格の認
定を受けていない者も上記4 (3)により第一次
審査資料を提出することができるが、競争に参
加するためには、開札の時に於いて、当該一般
競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資
格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity :Osamu Horita

Director-General of Chubu Regional

Development Bureau, Ministry of Land,

Infrastructure, Transport and Tourism.

Official in charge of disbursement of

the procuring entity : Katsutoshi

Kobayashi Director-General of Tokai

Regional Agricultural Administration

Office, Ministry of Agriculture, Forestry

and Fisheries.

(2) Classification of the services to be

procured : 41, 42, 75, 78

(3) Subject matter of the contract :

PFI-based design, construction, and

operation of the Nagoya Regional

Government Office Building No.4

(BTO-scheme).

(4) Time-limit for the submission of

application forms and relevant documents

for the qualification : 4:00 P.M. 7

June 2021.

(5) Time-limit for the submission of

tenders and proposal forms : 4:00 P.M.

27 September 2021.

(6) Contact point for tender documentation:

Contract Division, Chubu Regional

Development Bureau, Ministry of Land,

Infrastructure, Transport and Tourism

2-5-1, Sannomaru, Nakaku, Nagoya 460-

8514, Japan TEL 052-953-8138